

第4 労働保険料等の申告納付

1. 年度更新（概要）

(1) 年度更新とは

労働保険料の保険年度は4月1日から翌年3月31日までです。労働保険料は毎年6月1日から7月10日までに当年度分の保険料額を概算で予め納付し、翌年度に確定精算を行う方式をとっています。この処理は、労働保険料申告書（様式第6号）（以下、申告書という）により行います。前年度の確定精算、当年度の概算保険料及び一般拠出金の申告・納付を合わせた手続きを「年度更新」と呼びます。（一般拠出金の詳細はP34参照）

各期保険料の法定納期は次のとおりです。

対象保険料等	法定納期 (土日にあたる場合は翌月曜日)
前年度確定不足、第1期保険料、一般拠出金	7月10日
第2期保険料	11月14日
第3期保険料	2月14日

確定精算で不足が生じた場合（概算保険料だけで足りなかった場合）は、確定不足分を次年度の概算保険料と同時に納付します。

逆に、確定精算で余りが生じた場合（概算保険料より確定保険料が少なかった場合）は過納分を次年度の概算保険料に充当することができます。

(2) 労働保険事務組合が行う「年度更新の手続き」の手順

① 各委託事業主から「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の配布・回収

年度更新事務の手続きを行うため、各委託事業主に「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」（以下、「賃金等の報告」という。）を配布して作成・報告を求めます。「賃金等の報告」には、前年4月1日から本年3月31日までの過去1年間（その年度の中で事務を委託したものは、その委託の日から本年3月31日まで。）に使用した労働者に支払った賃金の総額を記載します。

労働保険事務組合（以下、「事務組合」という。）は、この「賃金等の報告」に基づき労働保険料等を計算して納入通知を行います。

② 納入通知書の作成・通知、労働保険料等の徴収

事務組合は、委託事業主から提出された「賃金等の報告」に基づき労働保険料等を算定します。算定後は、「労働保険料等納入通知書」により納付すべき労働保険料等を通知し、各委託事業主から納付すべき労働保険料等の交付を受けます。

③ 「労働保険料領収書」の作成

委託事業主から労働保険料等の交付を受けたときは、必ず「労働保険料等領収書」を交付してください。領収書は年度ごとにあらかじめ一連番号を付して使用してください。

④ 「労働保険料等徴収及び納付簿」への記入

「労働保険料等徴収及び納付簿」（P67参照）とは、各委託事業主の納付すべき労働保険料等の額や、延納の場合の各期分の納付額を記入するものです。

⑤ 「保険料・一般拠出金申告書内訳」の作成

すべての委託事業場から提出された「賃金等の報告」をもとに、基幹番号ごとに「保険料・一般拠出金申告書内訳（以下、申告書内訳という）を記入し、労働保険料等を集計します。

⑥ 「保険料・一般拠出金申告書」の作成

申告書内訳で集計した労働保険料等金額を「保険料・一般拠出金申告書」（以下、「保険料等申告書」という）に転記し、必要事項を記入のうえ、「保険料等申告書」及び「申告書内訳」等を歳入徴収官（埼玉労働局）に提出してください。

⑦ 上記⑥で基幹番号ごとに作成した「保険料等申告書」に記入された期別納付額に、納付書を添えて金融機関に納付してください。

※ 各種様式等につきましては厚生労働省ホームページをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html

(3) 一般拠出金

① 一般拠出金とは

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成18年2月10日法律第4号）により石綿（アスベスト）健康被害の救済費用に充てるため、平成19年4月1日から事業主が負担しているものです。

② 申告・納付の対象者とは

労災保険適用事業場の全事業主が対象です。

ただし、特別加入者や雇用保険のみ適用の事業場は一般拠出金の対象となりません。

③ 申告・納付方法

労働保険（確定保険料）の年度更新の申告、納付と併せて行います。保険料と異なり確定精算のみとなりますので、延納はできません。また、労災保険のメリット対象事業場についても、一般拠出金にはメリット料率（割増、割引）はありません。

④ 算定方法

一般拠出金については次の方法により算定します。

$$\boxed{\text{賃金総額（千円未満切捨て）}} \times \boxed{\text{一般拠出金率（0.02）}} = \boxed{\text{一般拠出金}}$$

※ 賃金総額は労災保険における賃金総額（特別加入を除く。）と同じ額になります。

※ 一般拠出金率は業種にかかわらず0.02/1000です。

※ 一般拠出金額に円未満の端数が生じた場合、円未満は切捨てとなります。

年度更新手続きの詳細につきましては、埼玉労働局ホームページ掲載の

【年度更新ハンドブック（令和8年度版 事務組合用）】をご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudou_hoken.html

2. 労働保険料等の口座振替制度（徴収法第21条の2）

(1) 口座振替による納付について

労働保険料等の納付は口座振替が可能です。振替納付の期日は以下のとおりです。

対象保険料等	口座振替日 (金融機関の休日の場合はその翌営業日)
前年度確定不足、第1期分及び一般拠出金	9月6日
第2期保険料	11月14日
第3期保険料	2月14日

(2) 口座振替納付の申出手続き（新規）

① 口座振替を希望する場合は、埼玉労働局へ利用希望の相談をしてください。

※ 利用を希望する法定納期日（口座振替日ではない）の3か月前までにご相談ください。

② ①の相談後、(口振様式第1号)「口座振替納付書送付依頼書(新規)」(以下、「送付依頼書(新規)」という。)に、必要事項を記入の上で金融機関へ提出し、確認印を受けてください。

なお、様式につきましては厚生労働省ホームページからダウンロードできます(下記(3)参照。もしくは埼玉労働局あてにご相談ください。)

※ 指定いただく口座は事務組合の労働保険料等専用口座となりますので、ご注意ください。

③ 金融機関の確認印を受けた後、金融機関提出用を除く3枚が返却されますので、送付依頼書3枚すべてを埼玉労働局に提出してください。郵送の場合は返信用封筒をご用意ください。

④ 埼玉労働局で審査のうえ承認された場合は、依頼書納付者保管用に受付印を押印のうえ返送いたします。

※ 審査の結果、以下のときは口座振替納付制度の利用を認めない場合があります。

ア 現に滞納している労働保険料等があるなど、振替納付が確実になされるとは認められないとき

イ 労働保険徴収関係手続(年度更新手続等)において適正な処理がなされていないとき

ウ そのほか口座振替が継続的に実施されるとは認められないなど、労働保険料等の納付が確実に徴収上有利と認められないとき

(3) 口座振替納付の口座等の変更

口座振替納付用の口座の「事務組合の住所」「預金種別」「口座番号」「届出印」「口座名義」に変更が生じたときは、(口振様式第2号)「口座振替納付書送付依頼書(変更)」(以下、「送付依頼書(変更)」という。)に必要事項を記入の上(「預金種別」「口座番号」及び「届出印」につきましては、**変更が生じていない場合であっても記入をお願いします。**)で金融機関へ提出し、確認印を受けてください。その後、金融機関提出用を除く3枚が返却されますので、「送付依頼書(変更)」3枚すべてを埼玉労働局に提出してください。郵送の場合は返信用封筒をご用意ください。

なお、様式につきましては厚生労働省ホームページからダウンロードできます(下記参照。もしくは埼玉労働局あてにご相談ください。)

※ 様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html

(4) その他の留意事項

① 振替不能が生じた場合の措置

口座振替納付は、事務組合から所定の労働保険料等が振替期日に確実に納付されることを前提にしていますので、事務組合は遅くとも振替期日の前日までに委託事業主から、その期日において納付すべき全ての労働保険料等の交付を受け、口座振替納付用口座に預入しておいてください。

万が一滞納等により振替不能になる場合は、第4の4「滞納がある事務組合」(P49参照)により処理してください。

② 年度更新時の申告書等の提出期限

口座振替納付が認められている事務組合の概算・確定保険料及び一般拠出金の申告は、保険料等申告書・申告書内訳の上部表題の右側のスペースにそれぞれ口座と朱書して、**7月10日(金)**までに、埼玉労働局へ提出してください。

※ 振替期日とは異なりますのでご注意ください。

この申告書の提出が遅れると、その年度の概算保険料第1期分・前年度確定保険料不足分及び一般拠出金については納付書により、金融機関窓口での納付をしなければならないこととなります。

③ 口座振替納付される労働保険料等は、事務組合が事業主の委託を受けて納付すべき労働保険料等(労働保険番号の基幹番号が90万番台のものに係るもの)のすべてが対象となりますので、その一部だけを対象にすることはできません。

※ メリット制適用事業場や末尾8の事業場も対象となります。

※ **メリット制適用事業場が委託解除されている場合**(概算保険料が発生しない場合)については、口座振替納付の対象とならなくなってしまうので、**納付書により金融機関窓口で納付**をしてください。

(5) 口座振替の解除

口座振替納付を認められた事務組合について、「口座振替の解除を希望する場合」もしくは、「事務組合が廃止になる場合」は、口座振替の解除の申請が必要となります。

この様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできませんので、埼玉労働局あてご相談ください。

なお、次のような事情が生じた場合、その生じた事由等を勘案して、口座振替を解除することがあります。

① 口座の残高不足等により振替不能となり、以後も納付が確実に行われるとは認められないとき

② 申告書が7月10日までに提出されなかったことから振替納付が行われないこととなった場合など、徴収上有利でないと認められないとき

3. 増減訂正・概算修正

(1) 増減訂正・概算修正とは

年度更新以降に、新規委託や委託解除及びその他の理由で概算保険料が変動した場合には、年度更新で決定した概算保険料を増額・減額訂正することができます。この処理を「概算保険料の増額・減額訂正」「概算修正」といいます。この処理を行わないと、増加、減少した概算保険料は労働局のシステムに登録されないため、増加した概算保険料の追加納付や減少した概算保険料の還付等については、次年度の年度更新手続き時に調整を行うこととなります。

- ・ 増額訂正：新規委託の事業場の概算保険料を申告・納付するための処理
- ・ 減額訂正：申告済みの事業場が委託解除した場合に、概算保険料を確定保険料と同額に変更するための処理（概算保険料が増額になる場合を含む）

※ 一般拠出金については、次年度の年度更新で申告することとなります。

- ・ 概算修正：申告済みの事業場の概算額を変更するための処理
（概算保険料額が当初の2倍を上回る場合又は2分の1を下回る場合）

(2) 増減訂正・概算修正の提出期限（必着）

◇ 増額訂正・概算修正（増額）

期	提出期間	摘要
2期	9月1日(火)～9月18日(金)	2期及び3期分の納付書又は口座振替に反映される。
3期	12月1日(火)～12月18日(金)	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

◇ 減額訂正・概算修正（減額）

期	提出期間	摘要
2期	9月1日(火)～9月18日(金)	3期分の納付書又は口座振替から反映され、それを上回る額が2期分に反映される。
3期	12月1日(火)～12月18日(金)	3期分の納付書又は口座振替に反映される。

<留意事項>

- ① 12月以降に生じた増・減額訂正は翌年度年度更新時期に申告してください。
- ② 上記提出期間外の申告は受付できません。提出期間外に届いた書類は受理せず、そのまま返却いたします。
- ③ 減額訂正を行い一般拠出金がある場合は、一般拠出金を併せて申告納付する必要はありません。一般拠出金の算定を行い、委託事業場から徴収した上で、翌年度の年度更新において申告・納付して下さい。
ただし、メリット事業場については申告書による確定精算となるため、一般拠出金の納付が必要となります。
- ④ 減額訂正については、必ずしも上記摘要の処理にならない場合があります。
- ⑤ 同一の基幹番号で同じ期に、増額訂正と減額訂正がある場合は、申告書内訳は各々分けて作成し、申告書はまとめて作成して下さい。

(3) 提出書類

増減訂正・概算修正に必要な書類は次のとおりです。

- 申告書
- 申告書内訳
- 上記以外に、内容に応じて確認書類を求めることがあります。

(4) 増額訂正の注意点

① 2期で増額訂正

ア 年度途中の委託が複数ある場合、事業場としては、1事業場毎に概算額を2期と3期に振り分ける（端数は2期に上乘せる）が、枝番号000としては概算額を足し上げた後に2期と3期に振り分ける。

<例>

	概算	1期	2期	3期	
A社	2,345	-	1,173	1,172	
B社	4,567	-	2,284	2,283	
A社+B社	6,912	-	3,457	3,455	←(A社÷2)+(B社÷2)
枝番号000	6,912	-	3,456	3,456	←(A社+B社)÷2

② 3期で増額訂正

ア 全ての概算額を3期に上乘せする。

<例>

	概算	1期	2期	3期
C社	8,765	-	-	8,765
D社	3,214	-	-	3,214
C社+D社	11,979	-	-	11,979
枝番号000	11,979	-	-	11,979

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

口座

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3号「記入に当たったので注意事項」をよく読んでから記入してください。
OCR読みへの記入は上記の「標準字体」でおこないます。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 3 2 7 0 0 ※修正項目番号 項1 入力力定コード

増額訂正・概算修正(増額)

口座振替利用の場合

①労働保険番号 1 1 3 × × 9 × × × × × 0 0

各種区分 関係等 業種 産業分類

あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番地2

訂正申告の種類を記入する
減額訂正もある場合は
「増減額訂正・概算修正」と記入

②増加年月日(元号:令和は19) ③事業廃止等年月

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数

⑥事業力定コード

埼玉労働局
労働保険特別会計歳入徴収官殿

Table with 3 columns: ⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額, ⑨ 保険料・拠出金率, ⑩ 確定保険料・一般拠出金額. Rows include 労働保険料(労災+雇用), 労災保険分, 雇用保険分, 一般拠出金.

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主か

増減訂正・概算修正の額を加味した概算保険料を記入する

Table with 3 columns: ⑫ 保険料算定基礎額の見積り, ⑬ 加概算保険料額. Rows include 労働保険料(労災+雇用), 労災保険分, 雇用保険分.

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額(当該増額を、含めない)を記入する

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰ 申告済概算保険料額 ⑱ 申告済概算保険料額 11,606,656 円

Table with 2 columns: ⑳ 差引額 (イ) 充当額, (ロ) 還付額. Includes ㉑ 増加概算保険料額 71,427 円.

Table with 3 columns: ㉒ 第1期分納額, ㉓ 第2期分納額, ㉔ 第3期分納額. Includes ㉕ 事業又は作業の種類, ㉖ 郵便番号, ㉗ 電話番号.

Table with 2 columns: ㉘ 加入している労働保険, ㉙ 事業主. Includes ㉚ 住所, ㉛ 名称, ㉜ 氏名.

(6) 減額訂正の注意点

① 基本的な減額訂正の例

＜個々にマイナス（またはプラス）して枝番号 000 に反映させる。＞

	概算	1 期	2 期	3 期
E 社	3,000	1,000	1,000	1,000
F 社	6,000	2,000	2,000	2,000
E 社+F 社	9,000	3,000	3,000	3,000
枝番号 000	9,000	3,000	3,000	3,000



2 期で減額訂正

	概算	1 期	2 期	3 期
E 社	1,500	1,000	500	0
F 社	2,800	2,000	800	0
E 社+F 社	4,300	3,000	1,300	0
枝番号 000	4,300	3,000	1,300	0

※ 減額訂正は、上記の例以外については、滞納の有無等により処理の方法が異なりますので、次の項目（② その他の減額訂正の例）をご参照ください。

② その他の減額訂正の例

ア 確定保険料が申告済概算保険料を上回る場合

(ア) 2 期で減額訂正（確定保険料 > 申告済概算保険料） P42 参照

(イ) 3 期で減額訂正（確定保険料 > 申告済概算保険料） P42 参照

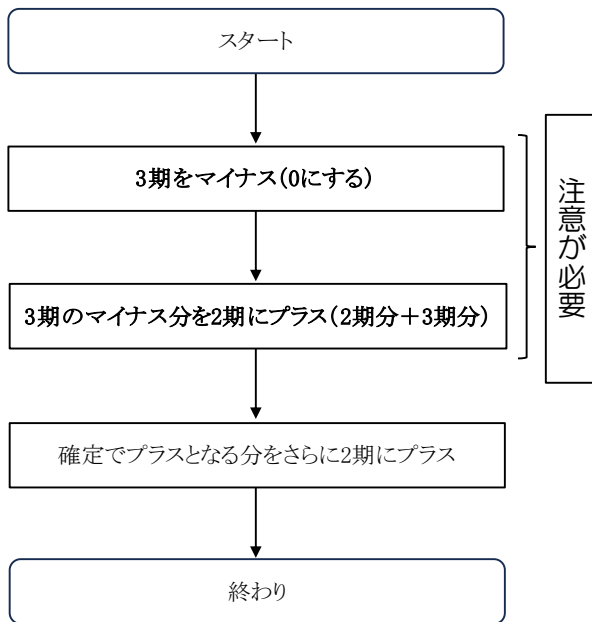
イ 確定保険料が申告済概算保険料を下回る場合

(ア) 2 期で減額訂正（確定保険料 < 申告済概算保険料） P43 参照

(イ) 3 期で減額訂正（確定保険料 < 申告済概算保険料） P44 参照

※ なお、ご不明な点につきましては、埼玉労働局総務部労働保険徴収課事務組合係あて
ご相談ください。

② ア (ア) 2期で減額訂正 (確定保険料 > 申告済概算保険料)

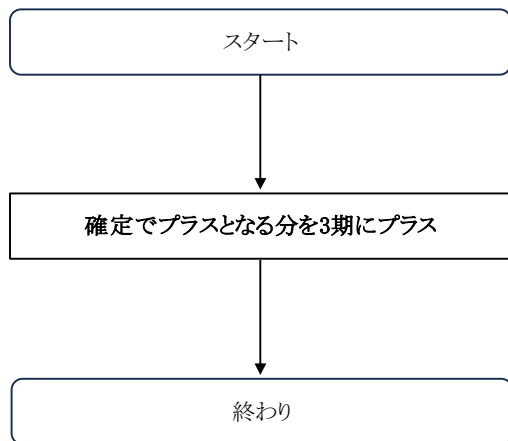


<例>

	概算	1期	2期	3期	
A社	3,000	1,000	1,000	1,000	(年更時)
↓					
	概算	1期	2期	3期	
A社	3,500	1,000	2,500 (+1,000 +500)	0 (-1,000)	(減額訂正)

※確定でプラス分500円

② ア (イ) 3期で減額訂正 (確定保険料 > 申告済概算保険料)

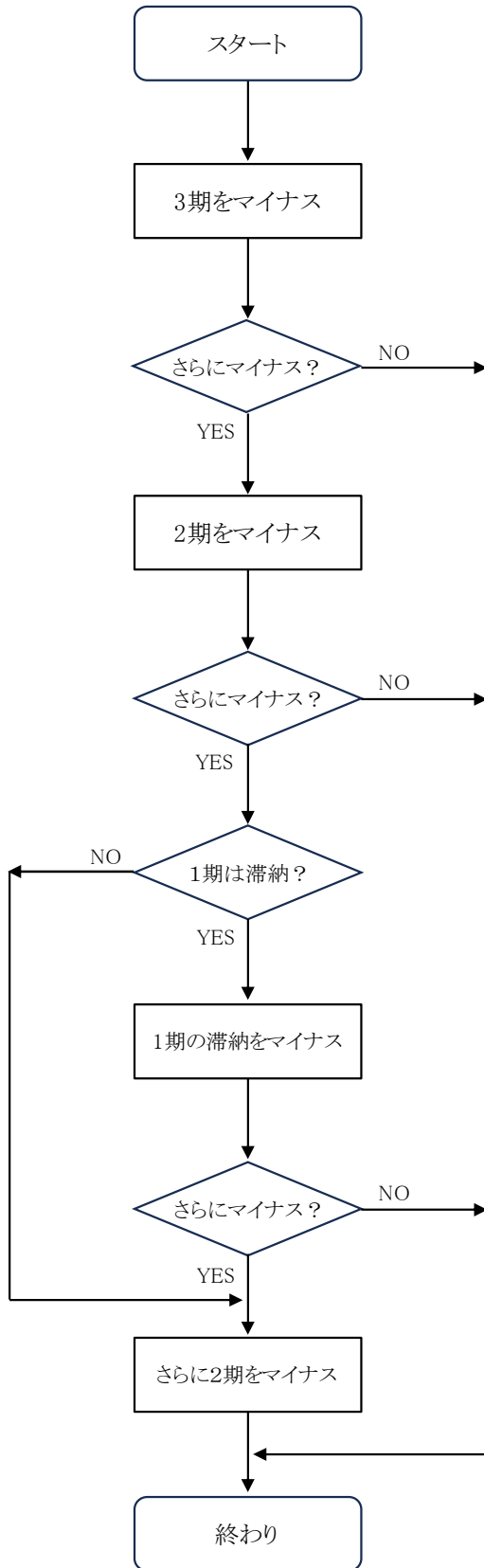


<例>

	概算	1期	2期	3期	
A社	3,000	1,000	1,000	1,000	(年更時)
↓					
	概算	1期	2期	3期	
A社	3,500	1,000	1,000	1,500 (+500)	(減額訂正)

※確定でプラス分500円

② イ（ア） 2期で減額訂正（確定保険料<申告済概算保険料）



<滞納なし基本の例>

概算	1期	2期	3期
30,000	10,000	10,000	10,000

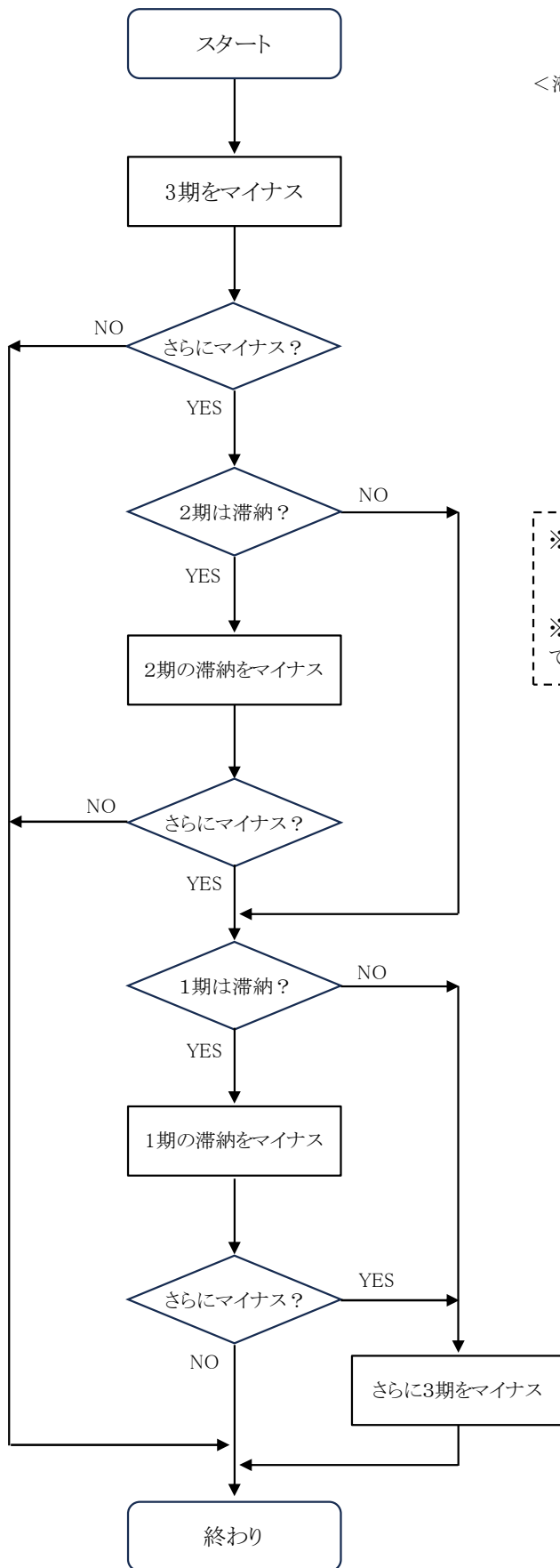
↓

確定	1期	2期	3期
16,000	10,000	6,000	0
		-4,000	-10,000

※14,000円マイナス

※「滞納をマイナス」とは、滞納金額を限度にマイナスをすること(P45参照。)

② イ（イ）3期で減額訂正（確定保険料<申告済概算保険料）



<滞納なし基本の例>

概算	1期	2期	3期
30,000	10,000	10,000	10,000

↓

確定	1期	2期	3期
16,000	10,000	10,000	-4,000
			-10,000 -4,000

※14,000円マイナス

※「滞納をマイナス」とは、滞納金額を限度にマイナスをすること(P45参照。)

※滞納をマイナスする場合は、2期→1期の順で行う。

※「滞納額をマイナス」とは

「実際には納付していないが、委託解除により一部（または全額）納付をした」とみなして、処理を行うこと「滞納額をマイナス」と呼びます。

参 考（労働局における滞納管理）

<例> 2期で減額訂正

	概算	1期	2期	3期	
A社	3,000	1,000	1,000	1,000	年更時
		(滞納)			

	概算	1期	2期	3期	
A社	500	500	0	0	減額訂正
		(滞納)	-1,000	-1,000	

9XXXXXX-XXX(1期納付後の滞納報告処理後)

年度-期	徴収決定額	収納額	収納未済額
7-21	1,000	0	1,000



9XXXXXX-XXX

年度-期	徴収決定額	収納額	収納未済額
7-21	1000	500 (減額訂正による納付)	500

(7) 減額訂正・概算修正（減額）の申告の記入例

- ① 減額訂正及び概算修正（減額）は同一の内訳書に記入してください。
- ② 一般拠出金がある場合は、翌年度の年度更新において納付してください。ただし、メリット対象事業場は確定精算の廃止申告となるため、一般拠出金に係る申告書内訳も併せて提出の上で一般拠出金の納付も必要になります。
- ③ 特別加入者の月割対象者がいる場合は、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳」を併せて添付してください。

組織様式第10号

令和 7 年度 確定 保険料・一般拠出金申告書内訳 【減額訂正・概算修正（減額）】

事務組合名 労働保険 事務組合 埼玉労働協会

訂正申告の種類を記入

口座

枝番号	事業場の名称 事業主の名称 雇用保険事業所番号	常時雇用 労働者 被保険者	労働保険		雇用保険		規模区分確定保険料		概算保険料		第1種特別加入者	
			一般賃金総額	一般保険料	賃金総額	一般保険料	甲	乙	1期	2期	氏名	基礎日額
201	(株)D社 〇月〇日 事業廃止		40,000	120,000			甲 825,000		1期 滞納なし			
			532	1,596			乙 431,596		2期 △118,404			
			40,532	121,596	20,000	310,000	丙 393,404		3期 △275,000			
206	(株)E社 〇月〇日 事業廃止		25,000	75,000			甲 1,650,000		1期 滞納なし			
			425	1,275			乙	2期 △636,225				
			25,425	76,275	25,000	387,500	丙 463,775	1,186,225	3期 △550,000			
210	(株)F社 〇月〇日 個別移行		18,750	56,250			甲 1,237,500		1期 △64,350			
			425	1,275			乙 348,150		2期 △412,500			
			19,175	57,525	18,750	290,625	丙 889,350		3期 △412,500			
215	(株)G社 (修正前)								1期 30,000	135,000		
									2期 0			
									3期 30,000	165,000		
215	(株)G社 (修正後)								1期 9,000	40,500		
									2期 9,000	49,500		
									3期 9,000	49,500		
									1期 △64,350			
									2期 △1,227,629			
									3期 △1,292,500			
									合計 △2,584,479			

減額訂正

労働者が大幅に減少したため

概算修正（減額）

1期分保険料の滞納がない事業場で、減額金額が3期分+2期分の保険料を上回る場合、その残額を2期分からさらに減額する。

2期 △60,500

3期 △55,000

修正後概算保険料額 - 修正前概算保険料額

△115,500

事業場の期別ごとの減額の合計 = 期別納付額の減額分

組織様式第10号

令和 7 年度 確定 保険料・一般拠出金申告書内訳

事務組合名 〇〇〇〇労働保険事務組合

メリット適用分

枝番号	事業場の名称 事業主の名称 雇用保険事業所番号	賃金総額 (千円)	率	一般拠出金額 (円)
201	(株)D社 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	40,000	0.02	800
202	(株)E社 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	25,000	0.02	500
203	(株)F社 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇-〇	18,750	0.02	375
	(合計)			1,675

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
 （一括有期事業を含む。）

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

下記のとおり申告します。

種別 3 2 7 0 0 ※修正項目番号 項1 入力徴定コード 項1

①労働保険番号 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
 1 1 3 × × 9 × × × × × - 0 0 0

②増加年月日(元号:令和は19) ③事業廃止等年月日(元号) 項3 項5

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 項6 項7 項9 項10

減額訂正・概算修正(減額)

訂正申告の種類を記入する
 増額訂正もある場合は「増減額訂正・概算修正」と記入

口座振替利用の場合

あて先 〒330-6016
 さいたま市中央区新都心11番地2

埼玉労働局
 労働保険特別会計歳入徴収官殿

確定保険料算定内訳	算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出金率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料(労災+雇用)	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項11	(イ) 1000分の	(イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項12
労災保険分	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項13	(ロ) 1000分の	(ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項14
雇用保険分	(ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項18	(ホ) 1000分の	(ホ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項19
一般拠出金 (注1)	(ヘ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項	(ヘ) 1000分の	(ヘ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項36

拠出金額については次年度の年度更新時に納付するため、記載する必要なし

概算・増加概算保険料算定内訳	算定期間 月 日 まで		
	⑫ 保険料算定基礎額の見	加概算保険料率	加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料(労災+雇用)	(イ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項20	(イ) 1000分の	(イ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項21
労災保険分	(ロ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項22	(ロ) 1000分の	(ロ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項23
雇用保険分	(ホ) 千 百 十 億 千 百 十 万 千 円 項26	(ホ) 1000分の	(ホ) 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 項27

減額訂正・概算修正の額を加味した概算保険料を記入する

提出時点の基幹番号全体の申告済概算保険料額(当該減額を含めない)を記入する

⑭ 申告済概算保険料額	⑮ 申告済概算保険料額 11,890,272 円
-------------	--------------------------

⑯ 増加概算保険料額 △2,584,479 円	⑰ 増減額訂正・概算修正の額を合算した額
-------------------------	----------------------

⑱ 差額	⑲ 増減額訂正・概算修正の額を合算した額
------	----------------------

別納付額	第1期又は以前			第2期			第3期			⑳ 保険関係 成立年月日 H20.5.1
	(イ) 概算保険料額 (⑮(イ)÷⑮(イ)×次期以降の円未満端数)	(ロ) 充当額 (⑮(イ)×⑮(ロ)×(イ))	(ハ) 不足額 (⑮(イ)-(ロ))	(ニ) 当期労働保険料 (⑮(イ)+(ロ)又は(イ)+(ハ))	(ヒ) 一般拠出金 (⑮(ハ)×(イ))	(ヘ) 当期納付額 (ニ)+(ヒ)	(イ) 概算保険料額 (⑮(イ)÷⑮(イ))	(ロ) 充当額 (⑮(イ)×⑮(ロ)×(イ))	(ハ) 不足額 (⑮(イ)-(ロ))	
	第1期	3,963,424 円	△64,350 円		3,963,424 円			3,963,424 円	△1,227,629 円	
第2期	3,963,424 円	△1,227,629 円		3,963,424 円			3,963,424 円	△1,292,500 円	2,670,924 円	
第3期	3,963,424 円	△1,292,500 円		3,963,424 円			3,963,424 円	△1,292,500 円	2,670,924 円	

⑳ 加入している労働保険 ㉑ 事業又は作業の種類 330-6016 (048) 600-6203

㉒ 住所 さいたま市中央区新都心11-2

㉓ 名称 埼玉協議会労働保険事務組合

㉔ 氏名 理事長 埼玉 太郎

当該増減訂正前の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

当該増減訂正による、各期の基幹番号全体の差額を記入する

当該増減訂正後の、基幹番号全体の期別納付額を記入する

次年度の年度更新時に納付するため、記載する必要なし

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業主一般拠出金は延納できない。

※ 一人親方（末尾8）の場合

A 増額訂正

(a) 2期で増額訂正する場合（年度途中の加入）

増額となる合計額を2分割し、2期と3期に上乗せする（端数は2期に充てる）。

(b) 3期で増額訂正する場合

増額となる合計額すべてを3期に上乗せする。

B 減額訂正（年度途中の脱退）

(a) 2期で減額訂正する場合

減額となる合計額を全て2期でマイナスする（なお、マイナスする額が2期の納付額を超える場合は、超えた金額を3期からマイナスする）。

(b) 3期で増額訂正する場合

減額となる合計額を全て3期でマイナスする。

(例) 2期で増減訂正する場合

組様式第6号(乙)										
増減額訂正										枚のうち 枚目
○年度確定 △年度概算 保険料申告書内訳 (第2種特別加入保険料)										
① 労働 保険 番号 の枝 番号	② 事業(団体)の名称	③ 業種	④ 特別加 入者数	令和 △年度確定保険料			令和 △年度概算保険料			
				⑤ 保険料算定 基礎額総計	⑥ 令和 3年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑦ 第2種特別 加入保険料 (⑤×⑥)	⑧ 保険料算定 基礎額総計	⑨ 令和 年度 第2種特別加 入保険料率 (1000分の)	⑩ 第2種特別 加入保険料 (⑧×⑨)	
1	労働太郎	特2	5,000	千円 608	18	円 10,944	千円			円
25	埼玉健太郎	特2	10,000			差額	2,433	18		43,794
<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> ※(2期で訂正の場合) 末尾8にかかる増額訂正の場合は、2期と 3期に分けるが、減額訂正の場合は、全て 2期からマイナスする。 </div>				減額訂正分 $2期\ 10,944 - 32,850 = \Delta 21,906$			増額訂正分 2期 5,472 3期 5,472			
各期の納付額(増減) 2期 $5,472 - 21,906 = \Delta 16,434$ 3期 5,472				脱退に伴う 確定額			年度更新で 申告した額			

※ 提出にあたっては、「特別加入保険料算定基礎額特例計算対象者内訳（別紙様式第1号）」も併せて提出してください。

4. 滞納がある事務組合

(1) 滞納が発生した場合の対応

- ① 事務組合が、委託事業主から各納付期限(口座振替日)に係る保険料・拠出金の納入を受けられなかった場合は、先ず以下の対応が必要になります。

ア 口座振替を利用している場合

(ア) 金融機関に連絡し口座振替納付を止める

取引先金融機関に連絡し、口座振替による納付を停止してください。振替停止の手続方法や対象の基幹番号分のみ停止対象となるかについては、金融機関によって取り扱いが異なりますので、金融機関にご確認ください。

(イ) 滞納保険料を除いた保険料額を口座振替日までに手納付する

基幹番号毎に、当該口座振替日に係る滞納分（「労働保険料等滞納事業場報告書」に記載すべき額と同額）を除いた保険料・拠出金の額について、手書きで納付書を作成してください。**必ず、口座振替日までに納付してください。**

(ウ) 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する（P51 参照）

当報告書の提出は法定納期限(口座振替日)経過後 15 日以内となっております。提出がない場合は、事務組合に対して督促状を発行し、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

特に、第 1 期の当報告書については、前年度委託解除事業場に係る前年度確定不足保険料や一般拠出金の記載もれに、ご注意ください。

※ 口座振替納付を止め、納付書にて口座振替日までに納付した場合でも、後日、口座振替不能通知が発送されてしまいますので、ご了承ください。

イ 口座振替を利用していない場合

(ア) 滞納保険料を除いた保険料額を納付期限までに手納付する

基幹番号毎に、当該納付期限に係る滞納分（「労働保険料等滞納事業場報告書」に記載すべき額と同額）を除いた保険料・拠出金の額について、手書きで納付書を作成してください。**必ず、納付期限までに納付してください。**

(イ) 労働保険料等滞納事業場報告書を提出する（P51 参照）

当報告書の提出は法定納期限経過後 15 日以内となっております。提出がない場合は、事務組合に対して督促状を発行し、場合によっては事務組合の口座差押などの強制処分を行うことがありますので、必ず提出してください。

特に、第 1 期の当報告書については、前年度委託解除事業場に係る前年度確定不足保険料や一般拠出金の記載もれに、ご注意ください。

◇ 「労働保険料等滞納事業場報告書」各期報告期限

期別	納付期限	報告期限
1期（口座振替以外）	7月10日	7月25日
1期（口座振替）	9月6日	9月21日
2期	11月14日	11月29日
3期	2月14日	3月1日

※ 上記の納付期限が土日および祝日にあたる場合は、翌開庁日が納付期限となることにより、滞納事業場報告の報告期限も変更が生じます。

② その後の滞納事業場への対応等については、以下のとおり行ってください。

ア 納付の督促を行う

滞納発生後も納入しない事業主に対しては定期的に連絡し、納入督促をしてください。督促を行った経過等は、その記録を必ず残すようにしてください（P53 参照）。

その後の滞納整理に役立てるため、督促記録の提出にご協力いただく場合がありますので、具体的に記録を残していただくようお願いします。

また、事務組合からの督促のみでは徴収が困難な事業主に対しては、事務組合が希望する場合「納入催告書」を交付いたしますので、交付を希望する場合は P54 の埼組様式第 1 号を作成し、事務組合が行った納入督促の記録等と併せてご提出ください。

イ 督促状の送付

滞納事業場に対する督促状は、事務組合あてに一括して送付しますので、該当事業場に通知してください。

※ 督促状が送付され、督促状の指定納期までに労働保険料等が完納されない場合は、法定納期を過ぎてもなお未納であった保険料等の額につき、法定納期日の翌日から完納日の前日までの延滞金が課されますので、事業場から滞納保険料等の交付を受けた場合は、直ちに納付してください。

ウ 納付を行ったときはその都度、労働保険料等納入事業場報告書を提出する（P52 参照）

当該報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料がどの委託事業主の滞納保険料等であるかが不明となり収納処理ができませんので、提出もれのないようお願いします。

延滞金及び内部相殺金を納入した場合も、備考欄に必ずその旨を記入の上、労働保険料等納入事業場報告書の提出をお願いします。

なお、翌月 10 日までの提出となっておりますが、期日を待たず早めの報告をお願いします。

○ 滞納事業場報告書の記入例

労働保険料等について、納期限までに納入を受けられなかった委託事業場がある場合は「労働保険料等滞納事業場報告書」を作成し、速やかに報告してください。

※ 委託事業主から事務組合への納入方法が分割ではなく1回であって、全額納入を受けられなかった場合であっても、国への納付は分割となりますので、報告については必ず各法定納期毎に行ってください(確定不足額、拠出金については1期に含め、概算保険料額は3で除して各期に計上してください(円未満の端数は1期に計上してください。))。

なお、法定納期限経過後 15 日以内の提出となっていますが、**期日を待たず早めに報告をお願いします。**

組様式第9号

労働保険料等滞納事業場報告書

各期の納付期限の日付を記入。
 1期：7月10日
 2期：11月14日
 3期：2月14日
 ※納付期限が土曜日の場合はその翌々日、日曜の場合はその翌日が納付期限となる。

種別 31850 提出年月日 9-11-16

〒000-0000 さいたま市中央区0000

労働局長 殿 労働保険事務組合

電話 (048)-(XXX)XXXX 番

所在地 〒000-0000

名称 労働保険事務組合 000

代表者氏名 会長 00 00

現在 下記事業場の保険料等が滞納となっていますので報告します。(| 枚のうち | 枚目)

枝番号	納付すべき保険料等	納付状況
月/日	保険料等	滞納額
014 09-11-10 電話 (048)-(XXX)XXXX 事業場名 (株)△△工業	31821 20000 11821	
014 09-11-14 電話 (048)-(XXX)XXXX 事業場名 (株)△△工業	98765 98765	
014 09-11-14 電話 (048)-(XXX)XXXX 事業場名 (株)△△工業	200 200	
014 09-11-14 電話 (048)-(XXX)XXXX 事業場名 (株)△△工業	200 200	
合計	130786 20000 110786	

1-徴定区分
 21. 全期または1期
 22. 2期
 23. 3期
 61. 事業廃止(保険料)
 62. 前年度(保険料)
 63. 前々年度(保険料)
 71. 事業廃止(拠出金)
 72. 前年度(拠出金)
 73. 前々年度(拠出金)

滞納事業場の「枝番号」、「徴定年度」、「徴定区分」を記入。
 <例：徴定年度-徴定区分>
 8年度概算1期：08-21
 7年度確定不足：08-62
 8年度拠出金：08-72

徴定区分は右下にある凡例を参考にしてください

合計を記入。

○ 納入事業場報告書の記入例

滞納事業場報告書により報告した滞納事業場から労働保険料等の交付を受け、国へ納付したときは「労働保険料等納入事業場報告書」を作成し、速やかに事務組合係まで提出してください。

※ この報告書の提出がない場合、国へ納付いただいた保険料が、どの委託事業主の滞納保険料等であるか不明なため、収納処理ができませんので、提出もれのないようお願いします。

なお、翌月 10 日までの提出となっていますが、**期日を待たず早めに報告をお願いします。**

組様式第10号

労働保険料等納入事業場報告書

滞納報告書で記入した「枝番号」、
「徴定年度」、「徴定区分」を記入。

提出年月日 9-0*-08-10	
電話	(048)-(XXX)XXXX 番
所在地	〒000-0000
名称	さいたま市中央区〇〇〇〇
代表者氏名	労働保険事務組合 〇〇〇 会長 〇〇 〇〇

中に下記事業場の保険料等を納付しましたので報告します。 (| 枚のうち | 枚目)

※労働保険番号 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 1 1 3 X X 9 X X X X X	報告年月 9-0*-08	枝番号 1 0 1 4	年月日 1 9-0*-08-06	銀行に納付した日を記入。
徴定年度 1 9-0*	徴定区分 1 6 2	保険料等 1 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 項 8	納付場所 1 埼玉りそな 大宮	備考 1 (株) △△工業
枝番号 2 0 1 4	年月日 2 9-0*-08-06	徴定年度 2 9-0*	徴定区分 2 2 1	滞納額 2 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 項 15
保険料等 2 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 項 14	納付場所 2 埼玉りそな 大宮	備考 2 (株) △△工業	「内部相殺金」と「延滞金」の 場合は、備考欄にその旨を 必ず記載すること。	
枝番号 3 0 1 4	年月日 3 9-0*-08-06	徴定年度 3 9-0*		徴定区分 3 7 2
保険料等 3 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 項 20	納付場所 3 埼玉りそな 大宮	備考 3 (株) △△工業		
枝番号 4 〇 〇 〇	年月日 4 年 月 日 項 25	徴定年度 4 年 項 23	徴定区分 4 〇 〇	滞納額 4 百 項 26
保険料等 4 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 項 26	納付場所 4 〇 〇	備考 4 〇 〇		
枝番号 5 〇 〇 〇	年月日 5 年 月 日 項 31	徴定年度 5 年 項 29	徴定区分 5 〇 〇	滞納額 5 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 項 33
保険料等 5 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 項 32	納付場所 5 〇 〇	備考 5 〇 〇		
合計 〇 〇 〇	保険料等合計 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 項 34	滞納額合計 百 十 千 百 十 万 千 百 十 円 項 35	合計を記入。	

(注) 1. この報告書は、労働保険料等滞納事業場報告書(組様式第9号)により報告した事業場のうち、その後納付したものにつき1ヶ月分をとりまとめ、翌月10日までに報告すること。
 2. 納付場所欄には銀行名(支店名まで)、郵便局名、都道府県労働局又は労働基準監督署の別を表示すること。

(23. 3)

◆ 「労働保険料等滞納事業場報告書」及び「労働保険料等納入事業場報告書」の各様式につきましては、下記の埼玉労働局ホームページに掲載しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/roudouhoken_youshiki.html

○ 滞納事業場納入督促事跡の記入例

(記入例)

滞納事業場納入督促事跡

事務組合 名称	○×労働保険事務組合
滞納事業場 労働保険番号	11—3—01—999990—999
滞納事業場 名称	△□海運 株式会社

滞納保険料等 内訳							
年度	前年度 確定不足	全期 <u>1期</u>	2期	3期	延滞金(保)	一般拠出金	延滞金(拠)
平・令 X 年度	¥50,000	¥100,000				¥500	
平・令 年度							
平・令 年度							
平・令 年度							

日付	事組 担当者	事業場 対応者	対応方法	内容
RX.7.17	労働 太郎		郵送 <u>電話</u> 訪問・呼出	納付期限RX.7.10を過ぎても納付がないため、事業場へ電話。不在のため、留守番電話へ納付するように督促のメッセージを残す。
RX.7.20	労働 太郎	徴収 花子	郵送 <u>電話</u> 訪問・呼出	代表取締役 徴収花子 様より電話。資金繰りが厳しく、現金、預金が不足しているとのこと。取引先から直近の入金がRX.8.10の予定なのでそこまで待ってほしいとのこと。
RX.7.21	労働 太郎		郵送 <u>電話</u> 訪問・呼出	労働局へ当事業場分の第一期滞納事業場報告を郵送提出。
RX.8.16	労働 太郎		郵送 <u>電話</u> 訪問・呼出	RX.8.3の電話連絡以降、連絡および入金なし。電話するも不在。留守番電話に督促のメッセージを残す。また納付するよう督促の文書を送付。

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

労働保険事務組合

労働保険料等納入催告の依頼について

令和 年 月 日現在、下記事業場の保険料等が、納入期限を経過しても未納となっておりますので、納入催告書の交付を依頼します。

記

労働保険 番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	
枝番号	事業所名称 及び 所在地		未納保険料等内訳		備考 未納理由
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		
			年度確定不足		
			年度概算 期		
			年度一般拠出金		
			合 計		

第 号
令和 年 月 日

殿

埼玉労働局労働保険特別会計歳入徴収官

公
印

労働保険料等の納入催告について

令和 年 月 日現在、未納となっている下記労働保険料等を、至急、あなたが事務委託している「〇〇〇〇労働保険事務組合」へ納付されるよう催告いたします。

なお、労働保険料等を完納しないときは、財産差押えの処分を行うこととなる場合もありますのでご注意ください。

記

**納入催告書には委託手数料等の記載
はできませんのでご注意ください。**

- 注意 1 ・労働保険料等を指定期限までに完納しないときは、納付期限の翌日から納入の日の前日までの間について保険料等の額につき法に定める割合で計算した額の延滞金の金額をあわせて納入していただきます。
- 2 ・本状到達後、早急に納付できない事情のある場合は、必ず委託先労働保険事務組合へ相談してください。

(2) 滞納事業場の委託解除

滞納事業場が委託解除になった場合、委託解除届に必ず「滞納有り」の表示をし、督励事蹟の確認できる書類と併せて労働局へご提出ください。委託解除後も委託期間中の滞納については、事業場に対して納付督励を行い、労働保険料の滞納の解消を図っていただくこととなります。委託解除時に滞納額を書面等により通知し、再確認するのも効果的です。

様式第15号(第64条関係)(1) 提出用

労働保険等 労働保険事務等処理委託解除届

種別 ※修正項目番号

下記事業について委託解除があったので届けます。 令和*年10月1日

①労働保険番号

府県	所管管轄(1)	基幹番号	支番号
1	1	3059300000	001

⑤事務処理委託解除年月日(元号・平成は7、新元号は9) ⑥委託解除理由
 9-* *-09-30 3 1. 事業廃止
2. 委託換え
3. 個別加入
4. 労働者なし

※データ指示コード ※再入力区分

※修正項目

埼玉 労働局長 殿

① 事務 組合	(イ)所在地	〒330-xxxx さいたま市浦和区常盤x-xx-x	郵便番号
	(ロ)名称	労働徴収協同組合 TEL(048)-(xxx)-xxxx	電話番号
	(ハ)代表者氏名	徴収太郎	

② 事業	(イ)所在地	さいたま市中央区新都心xx-x	郵便番号
	(ロ)名称	株式会社 労働ファッション	電話番号

③ 事業 主	(イ)住所 <small>(法人のときは 主たる事務所の 所在地)</small>	同上	郵便番号
	(ロ)名称	同上	電話番号
	(ハ)氏名 <small>(法人のときは 代表者氏名)</small>	代表取締役 労働 花子	

滞納の有無を記入してください。
滞納がある場合は、年度・期別・金額を記入してください。

・滞納の^有・無
** -21 ¥10,000

社会 保険 労	務 士 記 載 欄	作 成 年 月 日 ・ 出 発 代 理 者 の 表 示	氏 名	電 話 番 号

[注意]

- で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学文字読取装置(OCR)で直接読取りを行うのでこの用紙は汚したり、必要以上に折り曲げたりしないこと。
- 記入枠の部分は、必ず黒色のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのアラビア数字で明瞭に記載すること。
- ※印のついた記入枠には記載しないこと。
- ①事務組合の(ハ)代表者氏名、③事業主の(ハ)氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
- ⑥欄には、右の1. 2. 3. 4のうち、該当するものの数字を記入すること。

(31.3)

5. 内部相殺金

(1) 内部相殺金とは

委託事業場の概算保険料より確定保険料が下回る場合、その差額は基幹の充当分として翌年度の保険料に充てられます。委託解除の場合や、翌年度へ充当しても余りが出る場合など当該事業場へ還付となる場合は事務組合の口座から当該事業場へ還付しますが、当該事業場に滞納がある場合は事業場へ還付せず、滞納額に充てるために国へ納付する必要があります。この処理によって国に納付する金額を「内部相殺金」といいます。

(2) 納付にあたって

内部相殺金を納付する場合は、領収済通知書「住所氏名欄」余白に「内部相殺金として」と記入いただき、該当する事業場の枝番号を明示のうえ、基幹番号別に納付してください。

また、充当の順番については、翌年度概算（委託解除の場合は無し）→滞納保険料（3期→2期→1期→前年度確定不足…）と充てていきます。

納付後には、必ず「労働保険料等納入事業場報告書」（P52を参照）を提出いただきます。その際、備考欄に内部相殺金である旨を必ず記載してください。

※ なお、ご不明な点につきましては、埼玉労働局総務部労働保険徴収課事務組合係あてご相談ください。

◇ 内部相殺金モデル

【A社】

R7 概算 120 確定 70

1期	40
2期	40
3期	40 (滞納)

概算 1期 40 納付	概算 2期 40 納付	概算 3期 40 滞納
-------------	-------------	-------------

確定 70	充当分 50
-------	--------

3期納付したものと翌年に充当する
=R7年度に納付すべき額が50だけ下がる

還付分 10	内部相殺金 40
--------	----------

概算3期として国に納付する

【事務組合の基幹番号全体】

申告書内訳	7年度概算	7年度	過不足	8年度	8年度納付すべき額		
					1期	2期	3期
A社	120	70	-50	R8.3.31 委託解除			
	40				40	滞40	
B社	90	75	-15	75	概算 75 - 充当 15 = 60		
	30				30	30	
C社	150	210	+60	210	概算 210 + 不足 60 = 270		
	50				50	50	
					委託事業場から徴収する期別合計額		
					140	95	95
申告書計	360	355	-5	285	事務組合から国への期別納付額		
	120				120	120	
					95 - 5 = 90	95	95

【事務組合の口座に残る過納50について】

A社には滞納があるため全額還付することができない。よって、納付済額から確定額の差額分だけ還付する。

・A社への還付
(納付済額 80) - (確定 70) = (還付 10)

還付後なお余る 40 は、滞納 3 期分に充てるため内部相殺金として国に納付する。

(過納 50) - (還付 10) = (内部相殺金 40)

内部相殺金を納付した場合は、納入事業場報告書 (P52を参照) にその旨を記入し提出してください。

140 (B社・C社) - 90 (国への納付額)
= 50 が事務組合の口座に残る

6. 確定修正

(1) 過年度の確定保険料・一般拠出金に誤りがあるとき

すでに申告・納付された確定労働保険料等（一般拠出金を含む）について、算定基礎賃金額や保険料率の誤りが判明した場合や、過年度に遡及して雇用保険の資格取得手続きを行った場合（失業事故による遡及適用の場合は算定基礎調査となります。）は、確定保険料等を再度計算の上、新たに納付すべき保険料を納付書により追加納付する必要があります。

これを「確定修正」といいます。

〈注意事項〉

還付が生じる場合及び、失業事故による遡及適用（取得日の変更を含む）については**算定基礎調査**を行います。このような事案が発生した場合は、**事前に**埼玉労働局総務部労働保険徴収課事務組合係あて、**必ずご連絡ください。**

(2) 確定修正の取扱期間

徴収法第41条第1項の規定により、労働保険料等を徴収する権利または還付する権利は**2年で時効が完成**します。したがって、確定修正の処理を実施する年度から見て、前年度、前々年度の2年度分までが、修正の対象となります。

(3) 確定修正に必要な書類

確定修正に必要な書類は次のとおりです。対象となる年度ごとに書類一式を提出します。

2年度分の修正を行う場合は、それぞれの年度について書類を提出してください。

- ① 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（様式第6号）
- ② 保険料申告書内訳（組様式第6号、総コンの場合は組機様式第10号、同号（続紙））
- ③ その他、変更内容によって必要と思われる書類

（例：修正前後の賃金等報告、役員報酬がわかる書類など）

※ 確定修正を行う理由により提出に必要な書類が異なりますので、事前にご連絡ください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

口座

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

※「記入に当たっての注意事項をよく読んでから記入してください。」
OCR移への記入は上記の「標準字体」でお願します。

下記のとおり申告します。

提出用

種別 3 2 7 0 0 ※修正項目番号 入力力徴定コード 〇〇年度確定修正

※区分

①労働保険番号 1 1 3 × × 9 × × × × × - 0 修正申告の種類を記入する

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※片保険理由コード

埼玉労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿

口座振替利用の場合

あて先 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11番地2

確定保険料算定内訳	⑦区分	算定期間 年 月 日 から 年 月 日まで	
	労働保険料(労災+雇用)	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額 (イ) 千円	⑨保険料・拠出金率 1000分の (イ) 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨) 円
	労災保険分	千円	円
	雇用保険分	千円	円
一般拠出金(注1)	千円	1000分の (ハ) 円	1 9 3 9 1 円

確定修正の額を加味した確定保険料を記入する

確定修正の額を加味した一般拠出金を記入する

(注1) 石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金

概算・増加概算保険料算定内訳	⑪区分	算定期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで	
	労働保険料(労災+雇用)	⑫保険料算定基礎額の見込額 (イ) 千円	⑬保険料率 1000分の (イ) 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬) 円
	労災保険分	千円	円
	雇用保険分	千円	円

提出時点の基幹番号全体の申告済確定保険料額及び一般拠出金額(当該修正を含めない額)を記入する

⑭事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入)

※標準区域区分 ※標準財区分 ※セグメントコード ※西人力区分 ※修正項目

⑱ 申告済概算保険料額	⑲ 申告済概算保険料額 11,741,097 円	⑲ 申告済概算拠出金 19,381 円
⑳ 差引額	(イ) ⑱(イ)×(イ) 円 ⑳(ハ)×(イ) 円	㉑ 確定増加概算保険料額 (⑱(イ)-⑲) 拠出金 9,287 円
(ロ) ⑱(ロ)×(イ) 円	㉒ 確定増加概算拠出金 (⑱(ロ)-⑲) 円	

㉓ 第1期又は第2期	(イ)概算保険料額 (⑱(イ)+⑲+次期以降の円未満端数) 円	(ロ)充当額(㉓(イ)) 円	(ハ)不足額(㉓(ロ)) 円	(ニ)今期労働保険料 ((イ)+(ロ)又は(イ)+(ハ)) 円	(ホ)一般拠出金(㉓(ハ)) 円	(ヘ)差引額(㉓(イ)+(ホ)) 円	㉔ 保険関係 成立年月日 H20.5.1
第2期	(イ)概算保険料額 (⑱(イ)+⑲) 円	(ロ)充当額 (㉓(イ)-(イ)-(ロ)) 円	(ハ)不足額(㉓(ロ)) 円	(ニ)第2期納付額 (イ)-(ロ) 円			㉕ 事業廃止等理由
第3期	(イ)概算保険料額 (⑱(イ)+⑲) 円	(ロ)充当額(㉓(イ)-(イ)-(ロ)-(ハ)) 円	(ハ)不足額(㉓(ロ)) 円	(ニ)第3期納付額 (イ)-(ロ) 円			(1)廃止 (2)委託 (3)個別 (4)その他

申告済確定保険料額と確定修正の額との差額

㉖ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉗ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉘ 事業主 (イ) 所在地 (ロ) 名称

㉙ 郵便番号 330-6016 (イ) 住所 (法人のときは主たる事業所の所在地) (ロ) 名称 (ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)

さいたま市中央区新都心11-2
埼玉協議会労働保険事務組合
理事長 埼玉 太郎